

議 会 運 営 委 員 会

令和3年1月21日（木）

午前10時～

開議 時 分

閉議 時 分

全員協議会室

出席者

〔委員〕 笹田委員長、川上副委員長、三浦委員、沖田委員、柳楽委員、飛野委員、
岡本委員、芦谷委員、道下委員、澁谷委員、牛尾委員

〔議長団〕 川神議長、佐々木副議長

〔委員外議員〕 西川議員、西村議員

〔執行部〕 坂田総務部長、佐々木総務課長、河内財政課長、猪狩総務管理係長

〔事務局〕 古森局長、下間次長、近重書記

議 題

1 令和3年1月浜田市議会臨時会議について

- (1) 新型コロナウイルス感染症関連の浜田市支援策【第5弾】（案）について

資料 1-1

- (2) 令和3年1月浜田市議会臨時会議の議案及び付託案について

資料 1-2、1-3

- (3) 令和3年1月浜田市議会臨時会議の会議予定について

資料 1-4

- (4) その他

2 請願者等の意見陳述の機会について（議員定数等議会改革推進特別委員会検討事項）

- (1) 議員定数等議会改革推進特別委員会の検討結果について

資料 2-1

- (2) 請願等の意見陳述実施に向けての今後の流れについて

資料 2-2

3 その他

- (1) 議員研修会（2月1日開催予定）の中止について

- (2) 議会傍聴者等のアンケートについて（令和2年12月定例会議分）

資料 3

- (3) その他

令和3年1月21日
議会運営委員会資料
市長公室

新型コロナウイルス感染症関連の浜田市支援策【第5弾】(案)について

このたび、新型コロナウイルス感染症関連の浜田市支援策【第5弾】(案)を取りまとめました。

支援策【第5弾】の総事業費は5,257万円。内訳は、国・県全額負担事業が1事業で1,627万円、市独自事業が5事業で3,630万円（既存予算対応分を除くと1,613万円）。財源は、地方創生臨時交付金などを活用します。

今回の支援策【第5弾】によって、市独自支援策の総事業費は、第1弾～第4弾と合わせて、合計40億5,819万円（既存予算対応分を除く）となります。

市議会臨時会議に諮り、議決を得た上で、出来るものから順次、実施する予定です。

令和3年1月21日

浜田市長 久保田 章市

1 国・県全額負担事業（市実施分）

○事業費 1,627 万円（財源内訳 国県補助 1,627 万円）

No	事業内容等	事業費	担当課
1	<p>新型コロナウイルスワクチン接種体制準備</p> <p>ワクチンの供給が可能となった際に、速やかに接種を開始できるよう、システム改修や全市民への個別通知などの準備を行う。</p> <p>なお、ワクチン接種開始後の運営費（接種委託費用、人件費等）は、今後、予算計上予定。</p> <p>※国 10/10 補助〔国 1,627 万円、市 0 円〕</p>	1,627 万円	健康医療対策課

2 市の独自支援策

○事業費 3,630 万円（財源内訳 臨時交付金 113 万円、ふるさと寄附 1,500 万円、その他既存予算対応 2,017 万円）

区分	No	事業内容等	事業費	担当課
1 個人向け	1-1	<p>ひとり親世帯への特別支援給付金</p> <p>国の「ひとり親世帯臨時特別給付金」の支給を受けておらず、令和2年6月1日から12月末に申請し、新たに児童扶養手当を受給することになった「ひとり親世帯」に対し給付金（1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円加算）を支給。</p>	113 万円	子育て支援課
	1-2	<p>年末あったか訪問事業</p> <p>公的機関が閉庁する年末年始に、生活が心配される高齢者等を予め訪問し、食料等を支給。あわせて、今後の支給のための食料等を備蓄。</p>	17 万円 (既存予算対応)	地域福祉課
2 事業者向け	2-1	<p>商店街等活性化支援補助金</p> <p>新型コロナウイルスの影響を受けた市内の商店街等が連携して、商業活性化に向けた事業を実施する際の費用に対して、4/5 を補助（団体の構成者数に応じて上限 300 万円）。</p>	1,500 万円	商工労働課

	2-2	<p>飲食店パーテーション設置支援（従来の「観光事業者感染防止対策支援」の拡充）</p> <p>感染リスクが高まる会食時の感染防止のため、飲食・宿泊事業者がパーテーション（アクリル板等）を設置する費用を補助（上限 15 万円）。</p> <p>補助率：①設置費 10 万円以下（10/10）、②設置費 10 万円を超える部分（4/5）</p>	<p>1,500 万円 （既存予算対応）</p>	<p>観光交流課</p>
	2-3	<p>神楽産業応援給付金（従来の「観光関連事業者応援給付金」の拡充）</p> <p>石見神楽の公演機会の大幅な減少に伴い、売上が前年同月比 50%以上減少した神楽産業の事業者（石見神楽面、衣裳、蛇胴製作など）に対し、従業員数に応じて給付金を支給（上限 100 万円）。</p>	<p>500 万円 （既存予算対応）</p>	<p>観光交流課</p>

令和 3 年 1 月浜田市議会臨時会議 付議事件について

議案等 (3 件)

〔指定管理者の指定 1 件、補正予算 2 件〕

議案第 1 号 指定管理者の指定について (浜田市三隅特産品展示販売センター)

議案第 2 号 令和 2 年度浜田市一般会計補正予算 (第 10 号)

議案第 3 号 令和 2 年度浜田市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)

令和3年1月浜田市議会臨時会議 付託先一覧（案）

市長提出議案等（議案3件）

議案等番号	件名	付託先
議案第1号	指定管理者の指定について（浜田市三隅特産品展示販売センター）	産業建設委員会
議案第2号	令和2年度浜田市一般会計補正予算（第10号）	予算決算委員会
議案第3号	令和2年度浜田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	予算決算委員会

議会報告事件（3件）

意見書処理報告書	（令和2年12月浜田市議会定例会議議決分） 発議第6号 現行少人数学級制度縮小計画の凍結を求める意見書について
	（令和2年12月浜田市議会定例会議議決分） 発議第7号 核兵器禁止条約を日本政府が署名・批准することを求める意見書について
議員派遣報告	令和3年度 春季島根県市議会議長会定期総会

令和 3 年 1 月浜田市議会臨時会議の会議予定について

1 概要

- (1) 名称 令和 3 年 1 月浜田市議会臨時会議
 (2) 会議の期間 令和 3 年 1 月 26 日（火） 午前 10 時開会

2 当日（1/26）の流れ

会議名	項目	内容
本会議	午前 10 時開会	○開会 ○会議録署名議員の指名 ○会議の期間の決定 ○諸般の報告 （意見書処理報告書の提出について） ○提案提説明後、議案熟読のため 休憩
	議案熟読	10 分程度
本会議	休憩後	○質疑・委員会付託
常任委員会	本会議休憩後 （委員会付託）	1 産業建設委員会（全員協議会室） 2 予算決算委員会（議場） ※委員会終了後、委員長報告を作成
	討論受付	○討論受付 （予算決算委員会終了後 10 分） ○対抗討論（討論受付後 10 分）
本会議	討論受付、 委員長報告作成後再開	○委員長報告 ○討論・採決 ○議員派遣報告 ○散会

議会改革に関する検討結果

第4回報告書

令和3年1月

議員定数等議会改革推進特別委員会

令和 3 年 1 月 14 日

浜田市議会議長 川 神 裕 司 様

議員定数等議会改革推進特別委員会
委員長 牛 尾 昭

議会改革に関する検討結果について（第 4 回報告）

当委員会で定めました議会改革の検討項目のうち、検討が終了した事項について下記のとおり結果を報告します。

今後、検討結果に伴う事務処理をはじめ、必要に応じて全議員への周知または関係委員会への通知等、適切な対応をお願いいたします。

記

【検討項目】 請願者等の意見陳述の機会について

市民の要望や意見を市政に反映させる手段として、議会への請願や陳情の提出がある。当該請願や陳情の委員会審査の場において、請願者や陳情者の説明や意見等を述べる機会を設けることにより、請願等の趣旨を的確に把握し、委員会審査の充実を図ることとし、以下の項目について結論を得た。

(1) 「請願者等の意見陳述実施要領（案）」による試行実施について

「請願者等の意見陳述実施要領（案）」を定め、3 月定例会議における陳情又は請願審査の委員会において、試行的に実施する。

* 「請願者等の意見陳述実施要領（案）」（別添のとおり）

(2) 浜田市議会基本条例の一部改正について

請願者等の意見陳述の機会をさらなる市民参加の機会と捉え、浜田市議会基本条例に新たに規定する。

* 参考：「浜田市議会基本条例 新旧対照表（案）」（別添のとおり）

(3) 「(仮) 請願者等の意見陳述に関する規程」の制定について

3 月定例会議における試行実施による改善点を踏まえ、請願者等の意見陳述に関する必要事項を「(仮) 請願者等の意見陳述に関する規程」に定め、令和 3 年 6 月定例会議から本格実施していく。

請願者等の意見陳述実施要領（案）

1. 目的

請願又は陳情（以下、「請願等」という。）の委員会審査の場において、請願者や陳情者（以下、「請願者等」という。）の説明や意見等を述べる（以下、「意見陳述」という。）機会を設けることにより、請願等の趣旨を的確に把握し、委員会審査の充実を図る。

2. 意見陳述をすることができる者

請願者等のうち1人とする。なお、当該意見陳述者に介助が必要な場合は、介助者の同席を認める。

3. 意見陳述の申出

意見陳述を希望する請願者等は、あらかじめ議会運営委員会が定める請願等の受け付けを締め切る期日までに「意見陳述申出書（様式第1号）」を提出する。

4. 意見陳述の方法

(1) 意見陳述の実施時期

委員会において、請願等を審査する前とする。なお、原則として、当該請願等の審査は、他の議案審査の前に行うこととする。

【具体例】

意見陳述の申出の有無に関わらず、下記のとおりとする。

議題 1. 請願者等の意見陳述（請願の意見陳述→陳情の意見陳述）
→議題 2. 請願審査・採決 →議題 3. 陳情審査・採決 →議題 4. 議案審査
→議題 5. 執行部報告事項 →議題 6. 所管事務調査 →（執行部退席後）議案採決
（*産業建設委員会は、執行部報告事項より所管事務調査を先に実施している。）

陳述者は開始時間がわかりやすく、委員は陳述を聞いた直後に請願等の審査に入るため、審査の参考にしやすい。また、請願等の審査後に採決まで実施することで、請願者等は早く採決結果がわかる。

なお、従来は、執行部退席後に採決を実施していたが、今後は請願・陳情については、執行部在席中に採決することとなる。

(2) 委員会での意見陳述の時間

請願等1件につき3分以内とする。

(3) 質疑

委員会の委員（以下、「委員」という。）は、意見陳述者に対して質疑をすることができる。ただし、意見陳述者は委員に対して質疑することはできない。

5. その他

(1) 費用弁償

意見陳述者にかかる旅費等は、これを支給しない。

(2) その他

- ①意見陳述の内容は、当該請願等に関することに限る。
- ②意見陳述する場合でも、趣旨及び内容が伝わる請願書等を提出することとする。
- ③意見陳述は委員会の会議時間中に実施するため、請願者等の氏名及び発言は委員会の記録に記載する。
- ④意見陳述者は委員長の指示に従うこととする。(委員長の指示に従わない場合は、意見陳述を中止する。)
- ⑤このほか実施に関し必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮って定める。

令和 年 月 日

浜田市議会議長 様

請願・陳情（代表）者

住 所

（団体名）

（ふりがな）

氏 名

連絡先

意見陳述申出書

令和 年 月 日に提出しました請願・陳情についての意見陳述を希望します。

1 請願・陳情名

2 意見陳述を行う人の住所・氏名・連絡先

- 上記の請願・陳情（代表）者と同じ
 異なる場合（団体からの請願等で代表者でない場合）

介助者が同席の場合は、介助者の住所・氏名・連絡先

（裏面あり）

3 意見陳述に関する確認事項

- ①意見陳述の時間は、請願又は陳情 1 件につき 3 分以内です。
- ②意見陳述の内容は、当該請願又は陳情に関することに限ります。
- ③個人情報に関する発言や公序良俗に反する発言、特定の個人・団体等への非難・中傷や名誉を毀損する発言は行わないでください。
- ④委員会審査は原則公開しており、意見陳述の様子は録画配信し、会議録は意見陳述者の氏名・発言を記載して、当市議会ホームページ等で公開します。
- ⑤上記のほか、浜田市議会会議規則その他議会関係法令を守り、委員会における意見陳述の際は、委員長の指示に従ってください。
- ⑥委員長の指示に従わない場合は、意見陳述を中止します。

*** 審査は請願書又は陳情書により行います。意見陳述する場合であっても、請願書又は陳情書において、その趣旨及び内容が十分伝わるよう記載していただきますようお願いいたします。**

上記の全ての事項を確認し、意見陳述を希望します。

(チェックしてください。) ⇒

【事務局記入欄】

請願・陳情番号	付託予定委員会 (受理日時点)
請願・陳情 第 () 号	

(案)

浜田市議会基本条例(平成23年浜田市条例第34号)新旧対照表 (下線部分が改正箇所)

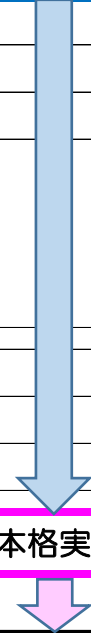
現行	改正後(案)
<p>第4章 市民参加 (市民と議会との関係)</p> <p>第21条 議会は、市民に対し、積極的に情報を公開し、説明責任を果たすものとする。</p> <p>2 議会は、本会議等その他の会議を原則として公開するものとし、あらかじめその日程、議題等を周知するとともに、障がいの有無にかかわらず市民が傍聴しやすい環境の整備、インターネット等による配信に努めるものとする。</p> <p>3 議会は、議案等に対する各議員の態度を広報紙で公表する等、市民に対して議員の意思を明確にするものとする。</p> <p>4 議会は、本会議又は委員会における公聴会制度及び参考人制度を活用することにより、市民の多様な意見及び専門的又は政策的な識見等を議会の審議に反映させるよう努めるものとする。</p>	<p>第4章 市民参加 (市民と議会との関係)</p> <p>第21条 議会は、市民に対し、積極的に情報を公開し、説明責任を果たすものとする。</p> <p>2 議会は、本会議等その他の会議を原則として公開するものとし、あらかじめその日程、議題等を周知するとともに、障がいの有無にかかわらず市民が傍聴しやすい環境の整備、インターネット等による配信に努めるものとする。</p> <p>3 議会は、議案等に対する各議員の態度を広報紙で公表する等、市民に対して議員の意思を明確にするものとする。</p> <p>4 議会は、本会議又は委員会における公聴会制度及び参考人制度を活用することにより、市民の多様な意見及び専門的又は政策的な識見等を議会の審議に反映させるよう努めるものとする。</p> <p>【新設】</p> <p><u>5 議会は、請願又は陳情について、その趣旨を的確に把握し、審査の充実を図るため、請願者又は陳情者が説明又は意見陳述をすることができる機会を設けるものとする。</u></p>

請願等の意見陳述実施に向けての今後の流れ

日付	委員会等	内容
1月13日(水)	議員定数等議会改革推進特別委員会 (特別委員会終了後)	①「請願者等の意見陳述実施要領」の検討 → 確定 (再検討が必要な場合は、2/1までに再度、委員会開催)
		②議会基本条例の一部改正(案)及び請願者等の意見陳述に関する規程(案)の提示 →検討は議会運営委員会
		③議会改革に関する検討結果(第4回)として、特別委員会から議長へ報告
		1.請願者等の意見陳述実施要領により試行的に実施すること 2.試行後、改善点を踏まえ、議会基本条例に明記(議会基本条例の一部改正)して本格実施していくこと 3.議会基本条例の一部改正後、詳細事項は「請願者等の意見陳述に関する規程」を制定し本格実施していくこと
(検討結果報告後)		議長から議会運営委員会で最終検討するよう指示
1月21日(木)	議会運営委員会	①「請願者等の意見陳述実施要領」の確認 → 了解後 試行実施 ②3月定例会議の請願・陳情審査において実施 *ホームページでの周知、請願等の提出があった際に意見陳述についてお知らせする ③議会基本条例の一部改正(案)及び請願者等の意見陳述に関する規程(案)の検討
2月1日(月)	議会運営委員会	必要に応じて、「請願者等の意見陳述実施要領」再検討、議会基本条例の一部改正案協議
2月12日(金)	請願・陳情の提出締切	* 請願等の意見陳述申出の締切
2月17日(水)	議会運営委員会	
2月24日(水)	本会議(開会日)	
2月25日～3月2日	会派代表質問・個人一般質問	
3月1日(月)	議会運営委員会(未定)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 請願・陳情の提出があれば、審査を行う ◆ 意見陳述の申出があれば、各委員会で実施する → 委員会で実施後、改善すべき点等があれば意見を出してもらい、議会運営委員会で検討し、「請願者等の意見陳述に関する規程」に反映
3月4日(木)	総務文教委員会	
3月5日(金)	福祉環境委員会	
3月8日(月)	産業建設委員会	
3月17日(水)	本会議(最終日)	「浜田市議会基本条例の一部を改正する条例について」を議会運営委員会から提案
	議会運営委員会	意見陳述について、改善すべき点等があれば検討し「請願者等の意見陳述に関する規程」に反映
(本会議後)		「請願者等の意見陳述に関する規程」の制定について起案・決裁・告示
6月定例会議～		規程制定後 本格実施

試行実施

本格実施



(仮) 浜田市議会請願者等の意見陳述に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この告示は、浜田市議会基本条例（平成 23 年浜田市条例第 34 号）第 21 条第 5 項の規定による請願者又は陳情者（以下「請願者等」という。）の説明又は意見陳述（以下これらを「意見陳述等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(意見陳述等をすることができる者)

第 2 条 意見陳述等をするすることができる者（以下「意見陳述者」という。）は、請願者等のうち 1 人とする。この場合において、当該意見陳述者等に介助が必要な場合は、介助者の同席を認める。

(意見陳述等の申出)

第 3 条 意見陳述等をしようとする請願者等は、あらかじめ議会運営委員会が定める請願等の受け付けを締め切る期日までに意見陳述申出書（様式第 1 号）を議長に提出しなければならない。

(意見陳述等の方法)

第 4 条 意見陳述等の方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 意見陳述等は、請願等の審議が行われる委員会（浜田市議会委員会条例（平成 17 年浜田市条例第 306 号）に規定する常任委員会及び特別委員会をいう。）において、その審議を行う前に、当該請願等の趣旨及び経緯並びにこれに対する意見等を述べることにより行う。

(2) 意見陳述等をするすることができる時間は、請願等 1 件につき 3 分以内とする。

(3) 委員会の委員（以下「委員」という。）は、意見陳述者に対して質疑をすることができる。ただし、意見陳述者は委員に対して質疑することはできない。

(費用弁償)

第 5 条 意見陳述者には、意見陳述等に係る旅費等を支給しない。

(その他)

第 6 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、令和 3 年〇月〇日から施行する。

議会傍聴者へのアンケート結果(令和2年12月浜田市議会定例会議分)

	性別	年齢	住まい	1.傍聴回数	2.傍聴目的			3.議員の発言内容の理解		4.答弁者(執行部)の発言内容の理解		5.傍聴して気づいた点	6.市議会全般への意見
					該当するものを選択	理由	該当するものを選択	理由	該当するものを選択	理由			
R2.12月 定例会議	234	女	市内(浜田自治区)	1~2回	議会や市政に関心がある			よくわかった	子供の遊び場について共感します。以前より遊び場が少ないです。特にボール遊びが思いっきりできません。		市役所職員の方は机の上だけでなく自分の足で公園をまわってみて実際にボール、かけっこができるかを見て歩いてほしいです。身近な公園を作ってほしいです。	市役所の方々は市民の声をどれだけ実際に聞いておられるのか？ 県のたてわりでなく市民のことを考えてほしいです。未来ある子供達にとって市役所の方々が真剣にとりくんでほしいです。	
	235	男	40代	1~2回	今回の議案や質問内容に関心がある			だいたいわかった		まったくわからなかった	話が長い 簡素明瞭に答弁してほしい		
	236	女	70代	市内(浜田自治区)	1~2回	今回の議案や質問内容に関心がある			だいたいわかった		だいたいわかった	浜田市のかかえている諸問題を全て、聞くことができとても良かった。関心のある問題が決定してホッとした。	傍聴席からは議員さんの顔が見られないのが残念な気がする。
	237	女	60代	市内(浜田自治区)	1~2回	今回の議案や質問内容に関心がある			だいたいわかった			本会議傍聴は久しぶりでした。休憩とかの流れがちょっとわからなかったですが委員長報告はよくわかりました。	
	238	女	70代	市内(浜田自治区)	1~2回	今回の議案や質問内容に関心がある			だいたいわかった		だいたいわかった		
	239	男	60代	市内(浜田自治区)	1~2回	議会や市政に関心がある			よくわかった		だいたいわかった		
	240	女	70代	市内(浜田自治区)	1~2回	今回の議案や質問内容に関心がある			よくわかった		よくわかった		
	241	男	60代	市内(浜田自治区)	1~2回	各種団体や知人に誘われた			よくわかった		だいたいわかった		